

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年11月の合併によって伊佐市が誕生したことを機に、多様化・高度化する諸課題に対応し、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取組を推進するため、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とする「伊佐市男女共同参画基本計画」を策定し、計画に基づく取組を行ってきたところです。また、「伊佐市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」も一体的に策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への適切な保護に関する取組を推進してきたところです。

しかし、令和元年（2019年）に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」によると、男女の地位の不平等感や固定的性別役割分担意識、配偶者等からの暴力が依然として存在するなど、課題はなお残されており、引き続き計画的に取組を進めていく必要があります。

社会経済情勢の変化による課題に対応しながら、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するための基本計画として「第2次伊佐市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) この計画の『重点項目2 男女ともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境整備』及び『重点項目3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大』は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」です。
- (3) この計画の『重点項目5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶』は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。
- (4) この計画は、令和元年度に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果を踏まえ、「伊佐市男女共同参画推進協議会」やパブリックコメントにおける意見等の結果を反映して策定したものです。

3 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条までの基本理念に基づき策定したものです。

(1) 男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(5) 国際的協調（第7条）

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

4 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことによって、性別にとらわれることなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に長い人生を暮らしていくことができる社会を、計画を通して実現するために、次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力を発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、社会、経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口の動向

本市の人口は昭和25年（1950年）以降、減少傾向が続いており、平成27年国勢調査においては、26,810人、12,110世帯となっています。平成22年国勢調査と比較すると、5年間で人口が2,494人（8.5%）、世帯数は、688世帯（5.4%）減少しています。近年においても、令和元年9月30日現在の推計人口は、24,827人と減少傾向が続いています。また、伊佐市人口ビジョン（2020年3月改定版）では、2045年に総人口が14,000人を割り込むと推計されています。

(2) 家族形態の多様化

本市の家族形態は、高齢者の単独世帯が増加する一方、若者の単独世帯や、夫婦と子供世帯は減少しています。今後は、世帯数が減少する中、高齢者の単独世帯が占める割合がさらに高くなることが予想されます。また、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べると高くなっています。

(3) 非正規雇用労働者の増加と貧困・格差の拡大

鹿児島県の状況において、非正規雇用労働者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用労働者の割合が高くなっています。また、貧困について、全国の状況をみると、平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く。）は122万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合、熊本県を除く。）は15.6%となっています。特に、大人が一人の世帯では50.8%と、貧困率は高くなっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全国的に社会経済活動が打撃を受ける中で、非正規雇用労働者への雇用、所得に与える影響をはじめ、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加が危惧されるなど、今後の動向を注視する必要があります。

2 国の主な動き

(1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、

この法律を準用することと改正したいいわゆる「配偶者暴力防止法」が平成26年1月に施行されました。

(2) 「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定

女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成27年8月に制定されました。

(4) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に公布・施行されました。

(5) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を内容とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が、平成30年7月に公布されました。

(6) 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

女性活躍の推進や働き方改革の推進のための法律・制度の整備が進み、指導的地位に女性が占める割合の目標「30%」に向けた道筋をつけてきているものの、様々な課題への対応を含めた男女共同参画社会の実現に向けた取組の進展が十分でないことから、引き続き男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。